

追及第2弾! 危ない「中国製」食器と調理器具を一挙公開

# 週刊朝日

7|20  
2007  
320円

「新健康法」  
漢方式体質  
チェックで  
生活改善

ネットじゃ買えない  
お取り寄せベスト10

引退表明 大仁田厚に  
「闇カジノ疑惑」証言

グラビア熱写!  
嗚呼「ハニカミ王子」

本誌  
独占! 実兄が初めて明かす  
おとうと・松本人志



「もう一人の裁判官」の園尾隆司・宇都宮地裁所長(右)。今回の件でコメントも出せない最高裁



# 「裁判官の独立」揺るがす

# 地裁所長の現場介入

## 「軽率」では済まされたい

今年2月21日、宇都宮地方裁判所で開かれたある法廷の最中のことだ。出廷した久米修司弁護士が語る。

「裁判官席には担当の3名の裁判官のほか、なぜか左陪席の横にもう一人、裁判官がいました(34頁の図参照)。その裁判官とは別の破産手続きで面接したことがありまして、お名前までは記憶にありませんでし

たが、見覚えはありません。おかしな構成だなど思いましたが、裁判所からの理由説明はその場では一切ありませんでした」

問題の法廷は、民事手続きの一つである審尋の場だった。審尋とは、紛争の当事者あるいは利害関係者が意見や主張を述べる場で、久米弁護士は、ある老舗旅館の破産事件をめぐる債

務者である旅館経営者の代理人として出廷していた。そうした裁判の場で、事件の担当でもなく、正規の裁判官がそろっているのもおかかわらず陪席した「もう一人の裁判官」は、あろうことか質問までしたという。債務者本人が語る。

「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」——。これは憲法(76条3項)で定められた「裁判官の独立」の大原則だ。裁判官に対する国民の信頼の源となるこの根本原則を、いやしくも最高裁判所で局長経験もある裁判所長が脅かしたという。いったい何が起きたというのか。ジャーナリスト 時任兼作+本誌・中村 裕

「その方の質問は、犯罪者でも扱うような大変高圧的なもので、少しでもあまいに答えると恫喝に近い言葉で再度尋問してきます。私は、ますますしどろもどろになってしまいました」

「もう一人の裁判官」の尋問は、約20分間に及び、債務者の個人資産を洗いざらい述べさせることに集中した。午前9時20分過ぎに始まったこの審尋は午後12時

過ぎに終了。これを受け、同地裁は同日中に破産開始を決定したのである。

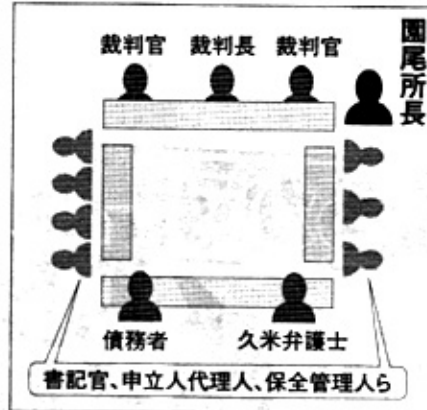
実は、この「もう一人の裁判官」は、宇都宮地裁を統括する園尾隆司所長(57)だったのである。

地裁で合議制を採用する場合の裁判官の人数は、裁判所法で3人と決まっている。最高裁判所広報課によると、今回のような審尋の場でもそれは適用される。法の規定に反してまで、なぜ園尾所長は陪席したのか。上司である園尾所長がその場にいないこと自体、担当裁判官に不当な圧力、影響を与えはしまいか。

1968年、防衛庁(当

時)が北海道長沼町に「ナイキ」という自衛隊基地を建設すると発表した。地元で反対運動が起こったが、国は黙殺。翌69年、農林省(当時)が基地建設を推進するため、建設予定地の洪水防止用国有保安林の指定を解除したため、地元反対派が「自衛隊が違憲状態にある以上、保安林の解除は公益にかなわない」として解除の執行停止などを求めて行政訴訟を起こした。いわゆる「長沼ナイキ基地訴訟」である。

### 審判での出席者の位置



訴訟」である。

この訴訟で、当時の札幌地裁の福島重雄裁判長は「自衛隊が憲法9条にいう戦力に該当するとの判断を受けることもありうる」とし、住民側の主張を認める判決を下したが、その判決直前に札幌地裁の平賀健太所長が福島裁判長あてに私信を送ったことが問題となった。私信の中で平賀所長は「先輩のアドバイス」と前置きしたものの、「洪水などの危険は代替工事によって防止できる」「解除についての農林大臣の裁量を尊重すべきである」などと記し、実質上裁判に介入したのである。

手紙の存在の発覚後、最高裁は、「裁判官としての節度を越えるもので、裁判の独立と公正について

国民の疑惑を招き、誠に遺憾である」とし、さらにこんな「私信」を表明した。

「いやしくも係属中の事件に関し、裁判の干渉とみられるおそれのあるような言動はもとより、その疑いを招くような行動をすること、厳に慎まなければならぬ」

今回の宇都宮地裁、国尾所長の行為は、まさにここで言うところの「裁判の干渉」とみられるおそれのあるような言動「その疑いを招くような行動」だったのである。

この重大さは、本人も自覚していたようで、国尾所長は公式には裁判に出ていないことになっている。本誌が入手した債務者審判期日調査には、当日の出席者がすべて記名されているが、国尾所長の名前はどこにも見当たらない。前出の久米弁護士は語る。

「一致しました。これは問題だと思ひ、当日出席していた書記官に電話で国尾所長がどういう立場で出席されていたのか尋ねたのです。書記官は調べて返事をするというので一度電話を切り、約1時間後に折り返し電話がありました。『裁判長の許可を得て、書記官の補助者として出席していただきます』とのことでしたが、さっぱり納得ができません」

### 「平賀書簡事件」より重大な問題

確かに「書記官の補助者」とは何とも苦しい弁解だ。裁判官歴25年の大学教授は言う。

「書記官が裁判官を補助することはあっても、その逆は制度も法的根拠もない。また、書記官には尋問の権限はありません。今回のようなケースは私は一度も経験がありません」

民事裁判を数多く手がける椎名麻紗枝弁護士は、問題点をスバリ指摘する。

「国尾所長の陪席には法的根拠がないどころか、裁判所法に違反しています。だから『書記官の補助者』と言わざるを得なかったのでしょうが、言い訳もこまかくとおかしいを通り越して、見苦しいばかり。はつきり申し上げて国尾所長の陪席は、憲法が定める裁判官の独立への重大な侵害です。しかも上司が実質審議に参加している点からすると、書簡という間接手段を用いた『平賀書簡事件』より重大な問題ではないでしょうか。それを許した他の裁判官の姿勢も問われるべきです。こうまでして国尾所長は何をしたのか。おそらくは裁判を自分の意図どおりに誘導することだったろうと、私は思っています」

はたして国尾所長に裁判を誘導するつもりがあったのだろうか。

国尾所長は、最高裁民事局兼行政局長、同総務局長などを歴任したエリート裁判官。専門は企業の破産や

会社再生に関する法制で、「破産再生部」の別名を持つ東京地裁第20部の部長時代は、同地裁に申し立てられた民事再生事件を総括判事として仕切った。破産法についての論文も多数著しており、新破産法制定の際には、最高裁長官代理者として国会答弁までしている。

一方、團尾所長が「陪席」した破産事件は、事業を継続しながら事業譲渡することを目的に、「民事再生法」など一般的手法ではなく、あえて破産手続きを選択した点が珍しく、注目を集めていた。破産の申し立ては整理回収機構（RCC）が行った。

ちなみに、本誌5月4日11日号ではこの債務者の旅館をめぐって、破産が決定したその夜に、RCCの職員6人が「破産管財人の補助者」として、利害関係のあるこの旅館で割引料金で飲食、宿泊していたことも報じている。

先の椎名弁護士がこう指摘する。

「團尾所長は、新破産法の生みの親で、ミスター破産法と言われる方です。債権者申し立てによる「破産手続」を利用した企業再生のモデルケースをつくりたいという並々ならぬ意欲があったのでしよう。そうでないというなら、憲法や法律を侵してまで陪席した理由を納得いくように説明してほしい」

團尾所長に誘導の意図があったか否かは定かではないが、債権者による破産申し立て事件において破産手続を開始決定までの平均審理時間（2002～06年、法務省調べ）が62・3日であるのに対し、この事件はわずか7日間で決着した。「迅速」をモットーとする新破産法とどりの運びであったことは付言しておく。憲法学者の奥平康弘・東大名誉教授も「裁判官の独立」を脅かすものだとしたうえで、こう語る。

「司法権を国家が独占しているのは、司法手続がどこまでも公平であることへ

の国民の信頼を前提としています。その信頼を裏切るおかしな行為です」  
さて、当の團尾所長は、こうした指摘にどう答えるのか。

## 「軽率であった」と所長は言うが

團尾所長は、書面で回答を寄せた。

（本件については、当該破産事件の合議体の裁判長と雑談している際に、事業の継続を目指すことを目的とする破産手続き開始申し立てという珍しい事件を受理したということを聞き、破産事件について多数の事件を担当した経験があり、破産事件に高い関心を持っていたため、研究心から「書記官の補助者」という立場で、事件に立ち会ってみることにしたのです）

どんな研究成果があったのかあずかり知らぬが、研究心「を理由に裁判手続きをないがしろにしているわけではない。回答文の末尾で

團尾所長は、  
（審尋期日に立ち会い、質問をしたことについては、研究心からとはいえ、軽率であったと考えています）と非を認める。だが、司法の大原則を脅かす行為の「軽率」の一言で片づけるのはいかがなものか。加えてこんな見解も付け加えている。

（審尋後、決定が出されるまでの間、裁判体とは会話を交わしていません。もちろん裁判体の判断に何らかの影響を与える意図はなく、質問内容も破産手続き開始の可否に関する裁判体の判断に影響するようなものはありませんでした）

しかし、なぜ法的根拠のない「書記官の補助者」という立場を主張したのか。また、なぜ審尋の記録に氏名の記載がないのかなどについては一切説明がなかった。冤罪で話題を呼んだ袴田事件の一番で死刑判決を出した静岡地裁の元裁判官である一方で、同事件の再審を求める上申書を提出した

熊本典道氏は、團尾所長の回答をふまえて、こう話した。

「審尋は簡単な手続きだから、好奇心があるからといって資格のない人が入っていいなんてばかな話はない。團尾氏の姿勢は、裁判所が決めた方向に沿って、やりを進めるといふ最近のやり方の一環だと思えます」

司法の監視活動続ける民主党の前田雄吉議員は、こう憤る。

「これが法を司る立場の対応か。自ら憲法を侵しているではないか。そもそも陪席したうえに質問までしておきながら、裁判の判断に影響を与えてないはずがない。讒弁を弄するのまほほどにしていただきたい」

では、日本の司法の最高機関である最高裁はどう答えるか。本誌の取材に対し、「コメントできない」の一点張りだった。

團尾所長も團尾所長だが、最高裁の説明責任を放棄した驚くべき対応にはあきれざるほかない。